

佐野市男女共同参画プラン（第4期）

令和7年度事業実績報告書

佐 野 市

目次

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

- 施策(1) ★男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 1
- 施策(2) ★男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し 2
- 施策(3) 男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実 3
- 施策(4) 性的マイノリティに配慮した男女共同参画の推進 6

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 施策(5) 男女平等を推進する学校教育の充実 7
- 施策(6) 男女共同参画を推進する社会教育の充実 9
- 施策(7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実 10

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 働く場における女性の活躍推進

- 施策(8) ★仕事と家庭生活の両立の推進 12
- 施策(9) ★女性の人材育成・キャリアアップ・再チャレンジ支援 13
- 施策(10) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進 14
- 施策(11) 農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進 15

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

- 施策(12) ★政策、方針決定過程への女性の参画 16
- 施策(13) ★行政における男女共同参画の推進 17
- 施策(14) 地域活動における男女共同参画の促進 18
- 施策(15) 男女共同参画推進団体との連携及び支援 19
- 施策(16) 男女共同参画の視点による防災対策 20

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

- 施策(17) ★DV防止に向けた啓発活動の促進 21
- 施策(18) 相談支援や緊急時における安全の確保 22
- 施策(19) 被害者の自立支援 24
- 施策(20) 関係機関との連携 25

施策の方向6 困難な問題を抱える女性等への支援

- 施策(21) 様々な相談の実施 26
- 施策(22) 一人ひとりのニーズに応じた支援・関係機関との連携 28

施策の方向7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進

- 施策(23) 子育てや介護に対する社会的支援の充実 29
- 施策(24) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進 34

施策の方向8 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進

- 施策(25) ライフステージに応じた健康づくり支援 35
- 施策(26) 生涯を通じた学びや生きがいづくりの支援 38

男女共同参画プラン(第4期)目標値一覧 40

★は重点施策

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

施策(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(1)	1	「広報さの」による啓発	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」へ分かりやすく情報を掲載します。	6月に男女共同参画週間に合わせた特集記事、11月にDV防止月間に合わせた記事を掲載した。	各46,200部	各46,200部	生活の中における男女共同参画の必要性について理解を深めるきっかけづくりになった。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。	8月と3月に、市民から募集した編集委員が企画した情報紙を発行した。	①2,000部 ②1,500部	各1,500部	市民の視点で情報紙を作成し、男女共同参画の啓発につながった。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	3	リーフレット等による啓発・情報の提供の充実	男女共同参画について幅広い世代へ意識の醸成を図るため、リーフレット等の配布に加え、ホームページや公式SNSを活用した情報提供の強化を行います。	国や県から送付されるリーフレット等について、男女共同参画推進センターや庁舎ロビーに展示した。ホームページやSNSで講座等の情報を発信した。	—	—	さまざまな媒体を活用し、男女共同参画について効果的に情報提供を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	4	小学生標語・作文の募集	男女共同参画の理解を進めるため、小学生の標語・作文を募集し、啓発を図ります。	市内小学校及び義務教育学校の5・6年生を対象に作品を募集した。 2月1日に男女共同参画講演会内において、表彰式を開催した。	市内18校	市内18校 標語73作品 作文16作品	募集により、男女共同参画について知ってもらい、理解を深める機会ができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	5	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークとの主催による団体企画実践講座を支援します。	市民向けの講座を2回開催した。 7月2日 安心・安全な生活のために 32人 10月7日 健康長寿を考える 38人	90人	70人	団体の特色を活かした男女共同参画に関する講座を実施することができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	6	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークとの共催で講演会を開催します。	2月1日に葛生あくとプラザにて開催した。 講師：飯田あきるさん(ダイバーノン) 演題：自分は何者？どう生きる？～性の多様性から考える～	300人	150人	予定人数には達しなかったものの多くの市民が参加し、男女共同参画について学ぶ機会になった。今後も市民が興味をもつテーマとなるよう、共催団体と企画したい。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	7	男女共同参画推進センター機能の充実	男女共同参画推進の拠点施設として、図書・資料の収集による情報発信を行うとともに、センター機能の充実を図ります。	新規図書を購入し、ホームページで図書一覧を公開した。 6月に企画展「ワーク・ライフ・バランス」を実施した。	6冊	新規9冊	収蔵図書の情報発信を行うことで、利用につながることができた。今後も情報発信を行い、より多くの図書の利用につなげたい。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(1)	8	県等が主催する講座等の情報提供	男女共同参画について理解を深めるため、県等が主催する講座等の情報を提供します。	チラシ・ポスターの掲示やSNSによる情報発信、関係団体への情報提供を行った。	—	—	情報の内容に応じてエックスや公式LINEを利用し、幅広い世代に啓発することができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)

施策（２）男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

番 施 号 策	番 号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(2)	1	意識改革の推進	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革について、広報紙や情報紙、リーフレット、ホームページなどを活用した啓発や、研修会の開催により推進します。	6月に男女共同参画週間に合わせた特集記事を掲載した。 リーフレットを男女共同参画推進センターなどへ掲示した。 ホームページで随時情報発信を行った。	46,200部	46,200部	生活の中における男女共同参画の必要性について、理解を深めるきっかけづくりになった。	人権・男女共同参画課 （男女共同参画係）
(2)	2	保育所、小中学校における慣行の見直し	性別にとらわれず、一人一人の個性、能力を伸ばし、自立を促す保育、教育を行います。	人権に関する絵本の読み聞かせや、園児が個性を生かして色や遊びなどを選択できるように配慮するなど、性別に捉われることなく、個性を重視した保育を実施した。	483人	483人	園児が自由な発想力を得、自立を促す助けとなった。今後も保育士自身が偏った考えにならないよう努める必要がある。	保育課
(2)	2	保育所、小中学校における慣行の見直し	性別にとらわれず、一人一人の個性、能力を伸ばし、自立を促す保育、教育を行います。	学校教育全体で、性別にとらわれず、一人一人の個性、能力を伸ばし、自立を促す教育を行った。	7,541人	7,541人	指導を継続することで、涵養を図っていきたい。	学校教育課

施策（３）男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実

番号 施策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(3)	1	メディアリテラシーに関する 情報提供	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発、情報の提供を行います。また、市が発行する刊行物等についても男女共同参画の視点に立った表現を行います。	発行するチラシなどの表現について、男女共同参画の視点に立ち制作した。 4月22日の広報広聴に関する会議にて、市職員に説明した。	—	66人	男女共同参画の視点に立って市の発行する刊行物等が作成されるよう、引き続き啓発を行う。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(3)	2	人権教育指導者養成講座(基礎講座)	人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。 ①指導者養成講座（基礎講座） (1回)	ハートフルフェスタの人権講演会を基礎講座と位置付け実施した。	350人	310人	指導者として、人権問題について理解を深めることができた。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	3	人権教育指導者養成講座(専門講座)	教職員、市職員を対象に、人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。 ①指導者養成講座（専門講座） (3回)	教職員、市職員を対象に会場を市役所6階大会議室ABにて開催した。 9月11日 震災・災害における人権問題 10月17日 性的マイノリティ 11月18日 部落差別（同和問題）	22人 22人 22人	18人 16人 16人	個別の人権問題について開催し、指導者の養成を行った。 今後も関心の高い人権問題をテーマに研修内容の選定を行う。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	4	「広報さの」における人権啓発	「広報さの」において、人権擁護委員制度の周知の記事、人権週間に関する記事を掲載し、男女の人権の尊重についても啓発します。	6月に人権擁護委員制度の周知、8月に人権啓発の特集、12月に人権週間について記事を掲載した。	46,200部	46,200部	市民の人権意識の高揚を図ることができた。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	5	人権啓発リーフレットの作成・配布	人権啓発に関するリーフレットを作成し、配布します。その中で、男女の人権の尊重についても記載します。	人権啓発リーフレットをハートフルフェスタ、街頭啓発、市民課等の窓口で配布した。また、二十歳のついででも新成人に配布した。	合計 7,500部	合計 6,353部	女性をはじめ様々な人権問題について多くの市民に啓発することができた。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	6	ハートフルフェスタの開催	人権講演会、小中学生人権啓発ポスター展入賞者表彰式、小学生人権書道展入賞者表彰式、人権啓発ポスター展、人権書道展等を実施し、その中で男女の人権の尊重についても啓発します。	ハートフルフェスタでは、人権講演会、小中学生人権啓発ポスター展、小学生人権書道展、表彰式、特設困りごと・人権相談等を実施した。 8月23日 講師 玉城 ちはる氏 演題 命の参観日	600人	620人	こどもの人権をテーマに、シンガーソングライターの講師による多様性と共生社会の講演とライブとなった。音楽も入り、こどもにも分かりやすい内容となった。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	7	小中学生人権啓発ポスターの募集	小中義務教育学校児童生徒を対象とした人権啓発ポスターの募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	4月に作品募集、7月に審査を行った。ハートフルフェスタで表彰と展示を行った。また12月に市民活動スペースで展示を行った。	500人	589人	人権について考える機会を持つことにより、こどもたちの人権意識の向上に役立っている。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	8	小学生人権書道作品の募集	小学校・義務教育学校前期課程児童を対象とした人権書道作品の募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	4月に作品募集、7月に審査を行った。ハートフルフェスタで表彰と展示を行った。また12月に市民活動スペースで展示を行った。	500人	589人	人権について考える機会を持つことにより、こどもたちの人権意識の向上に役立っている。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	9	困りごと・人権相談所の開設	人権擁護委員等が人権に関する相談に応じます。	困りごと・人権相談は、定例相談12回、特設相談4回を開催した。 (会場は、男女共同参画推進センターほか)	12件	8件	人権擁護委員2人1組で、困りごと・人権相談を実施し、8人の方から相談を受けた。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)

(3)	10	街頭啓発の実施	人権啓発リーフレットや隣保館だより、人権啓発物品の配布を行い、様々な機会をとらえて啓発を推進します。	イベントに合わせて街頭啓発を実施した。 くずうフェスタ 500部 秀郷まつり 700部 どまんなかフェスタ 700部	合計 1,900部	合計 1,900部	人権擁護委員や人権運動団体と連携して街頭啓発を実施した。イベントの来場者に人権に関して啓発することができた。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(3)	10	街頭啓発の実施	人権啓発リーフレットや隣保館だより、人権啓発物品の配布を行い、様々な機会をとらえて啓発を推進します。	人権対策推進市民運動強調月間、人権対策推進市民運動強調週間を中心に7月2日と12月3日の2回の隣保館周辺の大規模店舗にて街頭啓発を実施した。	600部	600部	直接的に人権啓発につながる事業なので、人権の理解を深めるきっかけづくりになった。	隣保館
(3)	11	動く人権啓発運動	人権啓発用ポロシャツ着用運動を実施し、様々な機会をとらえて啓発を実施します。	人権対策推進市民運動強調月間を中心(7～8月)に130人の職員が人権啓発用ポロシャツを着用し啓発運動を実施した。	130人	130人	永年の事業継続により、人権啓発の目的達成のための可視的な啓発事業として定着し、市民を始めとして職員等の啓発にも効果があるものとなっている。	隣保館
(3)	12	「隣保館だより」「田沼福祉コミュニティだより」の発行	事業の案内や啓発を行うために発行します。	7月・12月に隣保館周辺の住民(12町会)に「隣保館だより」を発行した。	10,000部	10,000部	人権啓発関連の事業を行っている隣保館の事業等を周知することができ、「人権」への理解を深めることができた。	隣保館
(3)	12	「隣保館だより」「田沼福祉コミュニティだより」の発行	事業の案内や啓発を行うために発行します。	5月・11月・2月に田沼福祉コミュニティセンター周辺の住民(10町会)に「田沼福祉コミュニティだより」を発行した。	9,000部	9,000部	人権啓発関連の事業を行っている田沼福祉コミュニティセンターの事業等を周知することができ、「人権」への理解を深めることができた。	隣保館(田沼福祉コミュニティセンター)
(3)	13	人権啓発用ビデオ・DVD・図書の貸出	人権啓発用ビデオ・図書を充実させ、人権啓発運動の一環として貸し出します。	人権啓発用ビデオ・DVD・図書を35件、貸出した。	70件	35件	人権啓発DVDなどの貸出しの多くは、学校や保育園などが対象となっている。また集会所子ども学習会での人権学習でも活用されている。	隣保館
(3)	13	人権啓発用ビデオ・DVD・図書の貸出	人権啓発用ビデオ・図書を充実させ、人権啓発運動の一環として貸し出します。	人権啓発用ビデオ・DVD・図書を1件、貸出した。	10件	1件	人権啓発DVDなどの貸出しの多くは、学校や保育園などが対象となっている。また集会所子ども学習会での人権学習でも活用されている。	隣保館(田沼福祉コミュニティセンター)
(3)	14	人権講演会の開催	様々な人権問題の解決に向けて、人権講演会を開催します。	8月2日に「アイヌ民族の文化と人権問題」を主題に開催した。	40人	47人	多くの市民が人権に対して関心を持ちやすい内容で実施し、人権問題への理解を深めることができた。	隣保館
(3)	14	人権講演会の開催	様々な人権問題の解決に向けて、人権講演会を開催します。	12月7日に「在日ベトナム人への支援について～技能実習生の駆け込み寺(大恩寺の活動)～」を主題に開催した。	40人	52人	多くの市民が人権に対して関心を持ちやすい内容で実施し、人権問題への理解を深めることができた。	隣保館(田沼福祉コミュニティセンター)

(3)	15	集会所人権学習講演会	社会教育における人権教育・啓発をより効果的に推進するため、人権問題に関する講演会を計画的に開催し、あらゆる差別問題の解決を図ります。	8月27日：大橋町西部集会所：28人 7月31日：大橋町東部集会所：30人 12月4日：赤見町山崎集会所：18人 2月4日：免鳥町集会所：12人 11月7日：小見町南小見集会所：21人 2月10日：田沼北部地区コミュニティセンター：12人 11月21日：富士見町集会所：29人	各20人	150人	ジェンダー平等、子どもの不登校と人権など、様々な人権をテーマとし、地域住民の人権に関する意識の向上が図れた。	隣保館（各集会所）
(3)	16	人権保育研修会	保育職員の人権教育の一環として、研修会を実施します。	3月18日人権保育研修会をおおはし保育園にて実施した。	20人 20人	11人	人権問題について受講者に保育者としての気づきを促すことができた。	保育課
(3)	17	学校教育における人権教育研究推進事業（人権教育研修会Ⅰ）	管理職・一般教員を対象に、人権教育研修会を計画的に開催します。その中で女性問題についても研修、情報交換を行います。	管理職を対象とした研修会を行った。	26人	26人	同和問題についての視点を含む人権に関する講話を聞き、人権意識の高揚を図ることができた。	学校教育課
(3)	18	学校教育における人権教育研究推進事業「市教委指定人権教育研究指定校」	人権教育研究指定校として、研究・実践に努め、その中で、こどもや女性などの様々な人権について研究、指導します。	人権教育研究指定校 犬伏小学校 界小学校 南中学校	31人 24人 33人	31人 24人 33人	人権教育研究指定校を指定することで、人権教育に関する研究を進めることができた。	学校教育課
(3)	19	人権教育研究会運営支援事業	「佐野市立小中学校人権教育研究会」において、女性やこどもの人権課題等に関する指導資料の作成や研修を行います。	「佐野市立小中学校人権教育研究会」において、主に人権教育主任に対した、女性やこどもの人権課題等に関する指導資料の作成や研修を行った。	75人	75人	テーマとなる人権問題を設定し、調査・研究しながら、啓発資料「人権教育指導資料」を作成し、市内教職員の人権啓発に努めることができた。	学校教育課
(3)	20	市民教養講座（社会教育人権研修会）	人権意識を高め、人権感覚を磨き、人権の大切さを学ぶ講座（講話等）を実施します。その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。	各公民館において、人権の大切さを学ぶ講座（講話等）を13回実施した。	920人	638人	講座参加者の人権意識を高め、人権の大切さを学んでいただくことができた。	生涯学習課
(3)	21	有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施	県と共催で、有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。また、市少年補導員会とともに有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。	安足の健康福祉センターや教育事務所の職員と、足利市と佐野市の少年指導相談員や行政職員が合同で7月と11月の2回、各市内の図書類販売店や興行場等への立入調査を実施した。また、市少年補導員会とともに日々の街頭補導のなかで有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行った。	—	—	立入調査時においては、条例等に照らして不適正な対応を行っていた施設には指摘を行い、改善を求めた。また、今年度市内に有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の新規設置は見られなかった。	少年指導センター

施策（４）性的マイノリティに配慮した男女共同参画の推進

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(4)	1	性的マイノリティに関する啓発・情報の提供	講演会やリーフレットの配布などを通して性的マイノリティ（LGBT）の人権啓発を行うとともに「パートナーシップ宣誓制度」の周知を図ります。	町会長や民生委員児童委員の総会でパートナーシップ宣誓制度のチラシを配布した。	480部	480部	町会長や民生委員児童委員など市民と接する機会の多い方を対象に性的マイノリティの人権について理解を図った。	人権・男女共同参画課 (人権推進係)
(4)	2	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等を実施する上で、性的マイノリティに配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	窓口対応において、職員で共通理解を図り、性的マイノリティに配慮した対応を実施した。	41人	40人	性的マイノリティに関する共通理解を図ることができた。	市民課
(4)	2	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等を実施する上で、性的マイノリティに配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	窓口対応において、職員で共通理解を図り、性的マイノリティに配慮した対応を実施した。	14人	14人	性的マイノリティに関する共通理解を図ることができた。	佐野新都市行政サービスセンター
(4)	2	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等を実施する上で、性的マイノリティに配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	窓口対応において、職員で共通理解を図り、性的マイノリティに配慮した対応を実施した。	11人	11人	性的マイノリティに関する共通理解を図ることができた。	田沼行政センター
(4)	2	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等を実施する上で、性的マイノリティに配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	窓口対応において、職員で共通理解を図り、性的マイノリティに配慮した対応を実施した。	8人	8人	性的マイノリティに関する共通理解を図ることができた。	葛生行政センター
(4)	3	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性的マイノリティに関する資料などの収集を行います。	人権教育主任会議の際に、テーマの一つとして挙げて研修を行った。また、資料等については、公務支援システムなどで周知した。	628人	628人	小中学校の人権教育主任を対象とした研修会を実施し、校内研修にフィードバックすることで、啓発を促進することができた。また、現職教育などで、国・県・市より配付された人権問題に関する資料を確認するなど、人権意識の高揚を図ることができた。	学校教育課

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
 施策（5）男女平等を推進する学校教育の充実

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(5)	1	教職員の性に関する指導に対する研修及び私立学校における性に関する指導方法の研究	教職員の性に関する指導に対する研修及び市立学校における性に関する指導方法の研究を推進します。	養護教諭との連携を図りながら、発達の段階に応じた指導を行った。	628人	628人	生命の誕生、男女の役割等の性に関する指導について、教職員が指導方法を研究し、学級活動や保健の授業を行うことができた。	学校教育課
(5)	2	道徳教育・人権教育の推進	人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を推進します。	学校教育全体において、指導した。また、人権週間を設定し、重点的に指導を行った。	7,541人	7,541人	道徳の授業や校内人権週間などの学校行事をはじめ、日常生活の中で異性の特性や違いを受け止めながら、相手の人格を尊ぶ姿勢を育むことができた。	学校教育課
(5)	3	男女平等観に立ったキャリア教育の推進	市立学校において、学級活動を中心に、男女平等観に立ったキャリア教育、自分のよさや個性を伸ばすキャリア教育を推進します。	各校の、年間指導計画に基づいて指導を行った。	7,541人	7,541人	学校行事や学級活動において、児童生徒同士が共同し、自己の在り方や生き方を見つめさせる機会をもつことができた。	学校教育課
(5)	4	中学生マイ・チャレンジ事業	中学生対象のマイ・チャレンジ（職場体験）事業や学校行事での地域ボランティア活動などを通して、奉仕の精神や思いやりの心を育むとともに、性差にとらわれない望ましい職業観を育成します。	中学生対象のマイ・チャレンジ（職場体験）事業や学校行事での地域ボランティア活動などを通して、奉仕の精神や思いやりの心を育むとともに、性差にとらわれない望ましい職業観を育成した。	866人	704人	令和7年度は7校（城東中、北中、西中、赤見中、田沼東中、あそ野学園後期課程、葛生義務後期課程）で実施し、望ましい職業観を育むことができた。	学校教育課
(5)	5	生活科・家庭科等の授業での学習・指導	生活科・家庭科等の授業で、男女がともに担う家庭生活のあり方について学習します。	生活科・家庭科等の授業で、男女がともに担う家庭生活のあり方について学習した。	7,541人	7,541人	調理実習や生活に役立つ物の制作などを通して、男女がともに担う家庭生活の在り方について学習し、自分にできることなどについての考えを深めさせることができた。	学校教育課
(5)	6	専門医による性に関する指導の推進	医師会の協力を得て、専門医による性に関する指導を行い、生徒の理解を深めます。	医師会の協力を得て、専門医による性に関する指導を行い、生徒の理解を深めた。	866人	866人	すべての中学校・義務教育学校で性に関する指導を実施した。生命の誕生、男女の役割等、命の尊さについて学習することができた。	学校教育課
(5)	7	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける性に関する指導	教科・道徳、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行います。	教科・道徳、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行った。	5,951人	5,951人	性に関する指導を、発達の段階を踏まえつつ、家庭や関係機関との連携を図りながら推進することができた。	学校教育課
(5)	8	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育の推進	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育成します。	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育成した。	7,541人	7,541人	授業や学校行事等をはじめ全教育活動を通して、生命尊重、人権尊重を基盤に、一人一人を大切にしたい学校経営、学級経営に努めることができた。	学校教育課

(5)	9	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性的マイノリティなどの資料の収集を行います。	施策（４）の３と同じ	628人	628人	小中学校の人権教育主任を対象とした研修会を実施し、校内研修にフィードバックすることで、啓発を促進することができた。また、現職教育などで、国・県・市より配付された人権問題に関する資料を確認するなど、人権意識の高揚を図ることができた。	学校教育課
(5)	10	道徳や学級活動における家庭との連携	道徳や学級活動の時間に、自分の成長を振り返り家族への感謝の気持ちを書いたり、保護者から誕生のときの手紙を渡したり、家庭で命について話す機会を設けるなど、家庭との連携のあり方を工夫します。	道徳や学級活動の時間に、自分の成長を振り返り家族への感謝の気持ちを書いたり、保護者から誕生のときの手紙を渡したり、家庭で命について話す機会を設けるなど、学校や学級の実態に応じて、家庭との連携のあり方を工夫した。	7,541人	7,541人	道徳や学級活動の時間に、家族へ感謝の手紙を書いたり、保護者から誕生のときの様子についての手紙書いてもらうなど、家庭と連携を図ることができた。	学校教育課
(5)	11	性に関する相談の実施	健康相談の中で、養護教諭等が思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。	児童とのかかわりの中で、職員が連携しながら随時相談に応じている。	随時対応	-	思春期の性などに関する悩みについて、養護教諭中心に相談体制を整え、子どもたち一人一人の悩み相談にあたることができた。	学校教育課
(5)	11	性に関する相談の実施	健康相談の中で、養護教諭等が思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。	随時対応	20人	0人	相談はなかった。	こども政策課

施策（６）男女共同参画を推進する社会教育の充実

番 施 号	番 号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(6)	1	市民大学の実施	学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、現代的課題に関するテーマの講座を実施します（生涯学習プログラム開発実践講座と併催）。	立正大学デリバリーカレッジを活用し、10月18日(土)、11月8日(土)、12月13日(土)の3回講座を実施した。	160人	109人	講座を受講することにより、急激な社会の変化に対応し、人間性豊かな生活を営むための新しい知識を得るとともに、自己充実感を持ち生涯学習の必要性を確認するとともに、地域において受講の内容を活かしてもらうことができた。	生涯学習課
(6)	2	生涯学習フォーラム開催事業	開会式典や基調講演、分科会、静のアート作品展、楽習フェアなどを開催し、本市を中心に活発なまちづくり活動に取り組んでいる団体や近隣の関係団体の実践事例を情報交換して、交流を図り生涯学習まちづくりの発展につなげています。	3月7日(土)、3月8日(日)の2日間にわたってフォーラムを開催した。	1,800人	1,700人	市民の生涯学習活動へのきっかけづくりにするとともに、学習成果の場を提供することができた。	生涯学習課
(6)	3	楽習出前講座の実施	楽習講師及び市職員を派遣し講座を行うことにより、市民に生涯学習の機会を提供するとともに、自らの学習成果が活用できるよう機会を確保します。	楽習講師登録者数：111 【個人】86人 【団体】25団体 楽習出前講座登録数：197 【楽習講師編】154講座 【行政編】43講座 楽習出前講座実施状況：126 【楽習講師編】124回（受講者数：2,096人） 【行政編】53回（受講者数：767人） 実施された主な講座の内容：消費生活講座、紙バンドで編むかごとバッグ、民話語り、防災のはなし 等	2,000人	2,863人	学習グループは、学習の機会及び市民と交流する機会を確保することができ、楽習講師は、学習成果を発表する機会及び市民と交流する機会を確保することができた。	生涯学習課
(6)	4	生涯学習「オープン」の広報紙への掲載	広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集し、「広報さの」へ掲載することにより学習機会の提供と充実を図ります。	広報さのへの特集記事「オープン」の掲載（3月号）	45,000部	46,200部	学習の場の情報提供や講師のPR活動など、お互い必要としている事項を発信することができた。	生涯学習課
(6)	5	楽習講師企画講座	楽習講師が自ら学習成果を活かすため、主体的に講座を企画・運営し、広報等を通じて広く市民にメニューを提供することにより、自主的な学習機会を支援します。	楽習講師企画講座 17回、218人受講（R8.5.29報告時点）	220人	218人	学習成果を活かした講座を積極的に企画してもらい、市民が学ぶ学習内容の充実ができた。	生涯学習課

施策（７）男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(7)	1	一日保育士体験事業	各公立保育所において保護者（父・母）が各クラスに入り、「保育士」を体験します。	6月～1月、各保育園で希望する保護者に「保育士」を体験してもらった。	120人	112人	保育士体験を通して子どもの多様性や成長過程への理解が深まり、父親の育児参加の啓発にもなった。	保育課
(7)	2	地域子育て支援拠点事業の推進	子育て講演会や親子のふれあいや遊びの機会を設け、心身のリフレッシュを図りながら、子育てのノウハウを体得するとともに子育てについての意識を高めます。	市内8か所の地域子育て支援センターにおいて、乳幼児親子を対象とした子育て教室や出張広場等を開催した。	22,300人	21,848人	保護者が心身のリフレッシュを図りながら、子育てのノウハウを体得するとともに、子育ての意識を高めた。	保育課
(7)	3	家庭教育推進講座	家庭において保護者が共に協力しあい、子どもを健全に育てるための、家庭教育についての講座を実施します。	子育て中の保護者等を対象に、家庭教育推進講座を開催した。 令和8年2月28日(土) 会場：城北地区公民館 ホール 講師：宇都宮大学共同教育学部 教授 石川由美子 先生 外 演題：“Story Time” 親子で絵本の読み合い遊びをたのしもう～さてお題は？ あたたまろう～	500人	15人	親子へ向けて、絵本から感じるイメージや表現を親子で共有するワークショップを実施することで、豊かな心の育み方を学ぶことができた。周知方法や演題を工夫することで受講者の確保に務める必要がある。	生涯学習課
(7)	4	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修会への参加	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修に参加し、情報を共有します。	家庭教育支援チームおよび家庭教育オピニオンリーダー連合会佐野支部に「安足地区家庭教育・子育て支援担当者研修」の情報提供を行い、研修への参加を支援した。 令和7年11月7日(金) 会場：安蘇庁舎 講師：NPO法人ちょこっと 熊倉百合子氏 演題：「こどもの貧困について」市民活動の現場から	12人	—	市外の家庭教育支援団体と交流及び情報交換を行うことが期待できる。情報交換のみにとどまらず、活動の活性化やブラッシュアップにつながるようにする必要がある。	生涯学習課
(7)	5	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修への派遣	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	県の主催する「家庭教育オピニオンリーダー研修」の情報提供を行い、参加の支援を行った。 6月18日、7月24日、7月25～10月1日、9月19日、10月2日、10月29日 会場：県総合教育センター 外	2人	3人	家庭教育支援をしたいと希望する人に向けて、知識や技能の習得の支援ができた。受講者の確保と、研修修了後に家庭教育支援の活動につなげられるよう、支援が必要である。	生涯学習課
(7)	6	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修への派遣	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	県の主催する「家庭教育支援プログラム指導者研修」の情報提供を行い、参加の支援を行った。 6月18日、7月4日、7月16日、8月20日、9月3日 会場：県総合教育センター 外	2人	3人	家庭教育支援をしたいと希望する人に向けて、知識や技能の習得の支援ができた。受講者の確保と、研修修了後に家庭教育支援の活動につなげられるよう、支援が必要である。	生涯学習課

(7)	7	青少年相談事業	青少年又は保護者等から、青少年の非行の防止等に関することについて、面接及び電話による相談を実施します。	少年指導相談員が保護者からの電話での相談に対し、適宜助言を行った。	5人	3人	適切な相談窓口を紹介するなどの助言により、保護者からの相談内容の解決に向けた支援を行うことができた。	少年指導センター
-----	---	---------	---	-----------------------------------	----	----	--	----------

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

施策（8）仕事と家庭生活の両立の推進

番号 施策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(8)	1	男性の家事、育児、介護等参画の推進	性別役割分担意識を見直し、男女が協力して家事・育児・介護等を担う必要性と重要性を認識するための講座や情報提供を行います。	とも家事講座を2回開催した。 11月29日 パパとチャレンジ！大ぶり手作りギョーザ 18人 1月24日 家族全員参加のやさしい片付け講座 13人	60人	31人	予定人数に達しなかったものの家族で参加しやすいテーマを選定したことで、男性の家事育児参加について啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(8)	2	働き方改革講座の実施	仕事と生活の両立ができる環境づくりに向けて、長時間労働など働き方の見直し等に関する講座を実施します。	働きやすい職場づくり啓発懇談会にて講演会を開催した。 開催日：令和7年11月12日	40人	34人	事業者が働きやすい職場づくりについて考える機会となった。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(8)	3	男女共同参画推進事業者表彰の実施	仕事と生活の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者等を表彰することにより、男女共同参画社会の推進を図ります。	6月から8月まで募集を行い、11月12日に表彰式を開催した。	-	3事業所	表彰企業をホームページや情報紙でPRし、啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(8)	4	ママパパ(ファミリー)学級の開催	初めてお子様を迎えるご家庭を対象に妊娠・出産・育児について一緒に学ぶ教室を実施します。	①すくすく・はぐくみコース 年6回実施 ②こんにちは赤ちゃんコース 年6回実施 ③わくわく育児コース 年6回実施	360人	328人 ① 94人 ② 167人 ③ 67人	出産や子育てについての知識を得ることで、親になる心の準備ができ、妊娠中のママの体や心をどうサポートすればよいかイメージしやすくなり、育児に協力的に取り組めるようになる。今後も父親が参加できるような内容を盛り込み、実施していく。	こども政策課
(8)	5	働きやすい職場づくり啓発懇談会	市内企業の人材確保や従業員の職場定着等を図ることを目的に、労政関連の諸制度の周知や働きやすい職場環境づくりの意識啓発を行う研修会を開催します。	令和7年11月12日（水）に勤労者会館にて開催した。 演題①長く働き続けてもらうための職場づくり ②労働施策総合推進法等の一部改正について	30社	27社	働きやすい職場環境づくりの意識啓発や職場の環境改善を進めるうえでの諸制度の周知を図ることができた。	産業政策課

施策（９）女性の人材育成・キャリアアップ・再チャレンジ支援

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(9)	1	県主催講座等への参加支援	女性の人材育成のため、とちぎ男女共同参画センターが主催する講座等へ参加する市民を支援します。	とちぎウーマン応援塾に参加する市民2人と、日本女性会議2025樫原に派遣する市民1人について、交通費助成を行った。	3人	3人	地域活動のリーダーとなる女性人材の育成を支援することができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(9)	2	女性指導者研修会の開催	女性の参画を促進するため、女性リーダー研修会を開催します。	1月15日開催のネットワークさの代表者会議において、国立女性会館主催「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」をオンラインで聴講した。	30人	8人	男女共同参画に関する講座の企画について、必要な知識を学ぶことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(9)	3	女性のキャリアアップ講座の開催	働く女性がその能力を十分に発揮するための講座を開催します。	女子中高生向けの理系女子セミナーと、働く女性のための講座を計3回開催した。 8月3日 理系女子セミナー 21人 1月20日 時間管理と仕事の効率化 24人 2月12日 アンガーマネジメント 28人	55人	73人	女性の進路選択やキャリアアップについて、市民が学ぶことができた。 今後は管理職向け等、専門性の高い内容も開催を検討したい。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(9)	4	女性の再就職相談会の実施	女性の再就職支援のために、ハローワークマザーズコーナーの相談員による相談会を実施します。	定例相談と出張相談を開催した。 定例 毎月第3金曜日 出張 第1回 9月11日 東児童館 第2回 12月5日 西児童館 第3回 3月2日 南児童館（セミナー代替）	25人	18人	再就職を考える女性の疑問や不安を解消できた。気軽に相談ができるように、時期や会場の設定等を引き続き検討する。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(9)	5	女性の再就職セミナーの開催	再就職に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催します。	セミナーの代替として児童館への出張相談会を1回増設した。 (9)-4参照。	-	(9)-4再掲	(9)-4再掲	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(9)	6	パソコン講習会の実施	田沼福祉コミュニティセンターパソコン講習会を実施します。	2月5日～2月20日（全6回） ワード講習：14人 エクセル講習：14人	28人	28人	パソコンのスキルアップができ、社会参加の促進に繋がった。	隣保館（田沼福祉コミュニティセンター）
(9)	7	県主催女性教育指導者研修への参加支援	県主催女性教育指導者研修の情報を提供し、研修会への参加を支援します。	女性団体関係者等に県の主催する「女性の地域活動推進セミナー」の情報を提供した。 開催日 7月2日～11月26日 開催場所 県総合教育センターほか	1人	0人	地域活性化のための団体活動等のあり方について学び、社会参画に必要なスキルや指導者としての資質の向上を習得することができる研修であるが、7年度の参加者はいなかった。今後は、受講者増に努めるとともに、研修で学んだことを活かして活動する場を提供することについて検討していく必要がある。	生涯学習課

施策（１０）男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(10)	1	研修会等の情報の提供	事業主の理解と協力を得るため、企業向けセミナーについて、チラシ等により情報提供を行います。	男女が働きやすい職場づくりに役立つ事業所向けのセミナー等について、国や県等から送付されたチラシを設置し情報提供を行った。	-	1か所	男女共同参画推進センターの情報コーナーにおいて、情報提供を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(10)	1	「若年・女性にも選ばれる地方」に向けた地域の働き方・職場改革の推進	商工団体等と連携し、民間企業の経営者や女性従業員等を対象にしたアンケート調査やワークショップにより性別役割分担意識等の現状を把握し、若者・女性に向けた職場の魅力を高めていくための課題解決に取組むとともに、取組に参加した企業の情報発信をします。	商工団体等と連携し、取組参加企業の募集を行った。 令和8年3月18日に取組参加企業を集めたキック・オフ・ミーティングを開催した。	-	11事業所	令和7年度末現在、11事業所（市役所を含む）が参加し、地域全体で若者・女性に向けた職場の魅力を高めていくための課題解決に取組む体制を構築することができた。今後は取組参加企業における活動等を情報発信し、参加企業の拡大を図りたい。	総合戦略推進室
(10)	2	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発を行うとともに、相談機関の周知を図ります。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市有施設5か所にポスター等を掲示した。	-	5か所	11月の運動期間に合わせて、セクハラ防止の啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(10)	3	介護に係る人材の確保	市内地域密着型サービス事業所で介護職員処遇改善加算が適正給付されるように指導します。	市内地域密着型サービス事業所に対して介護職員処遇改善加算取得の説明会を行い、適正給付を指導した。	64事業所	56事業所	効果 介護職員の処遇が改善され、職場定着率が高くなる。 課題 制度改正が頻繁にあるため、改正のたびに事業所への周知や指導が必要となる。	介護保険課
(10)	4	勤労者福祉の向上	勤労者福祉の向上のため、両毛メート（中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している（一財）両毛地区勤労者福祉共済会）への加入促進を図ります。	勤労者福祉の向上のため、両毛メート（中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している（一財）両毛地区勤労者福祉共済会）への加入促進を図るため、市広報誌への記事掲載等を行った。	1,025社	797社	近年会員数が減少しているため、引き続き加入に関する周知等を行う必要がある。	産業政策課
(10)	5	求人情報等の提供	ハローワーク佐野と連携し、管内求人情報の提供を行います。	庁舎入口ラックにおいて、毎週木曜日にハローワーク佐野が作成する管内求人情報誌を配布し、情報提供等の支援を行った。	1種類	1種類	多くの市民に情報提供を行うことができた。	産業政策課
(10)	6	「まちなかチャレンジショップ」における新規事業者の育成及び支援	起業家支援の一環として、新規事業者が本格的に開業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースを提供します。	2事業者がチャレンジショップを利用し、創業の機会を提供することができた。	5事業者	2事業者	引き続きチャレンジショップを運営し、佐野で創業するきっかけを提供する。	産業政策課

施策（１１）農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(11)	1	商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	女性活躍推進や男女共同参画について、研修会等で啓発や情報提供をおこなった。	—	2回	啓発や情報提供により、事業主が男女が働きやすい職場づくりを考えるきっかけづくりになった。	人権男女共同参画課 (男女共同参画係)
(11)	1	商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	国や県から送付されるリーフレット等について掲示することで、事業所に対して情報提供を行った。	1種類	1種類	引き続き情報の提供等を行うことにより啓発を行う。	産業政策課
(11)	2	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報提供	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報を提供します。	女性リーダー研修会に関する情報を農村女性に提供した。	延べ25人	延べ32人	リーダーとしての資質向上につながる。	農政課
(11)	3	研修会等開催情報の提供	農業分野での起業に関する研修会等の開催情報を提供します。	起業に関する研修会等について情報提供を行った。	—	—	起業に関する知識習得が図られる。	農政課
(11)	4	農業技術や経営能力向上のための研修会等の実施	女性農業者の農業技術や経営能力向上のための研修会、参加支援及び情報の提供を行います。	女性農業者がさらなる農業技術や経営能力の向上に努められるよう、研修会等への積極的な参加を促した。	延べ20人	延べ26名	女性農業者の農業技術や経営能力の向上が図られた。	農政課
(11)	5	佐野市生活研究グループ協議会の活動支援	食育や地産地消などを行う女性の活動を支援するための補助金を交付します。	女性の主体的な食育・地産地消の推進をすることで、農村地域の生活の改善を図ることができた。	延べ170人	延べ274人	女性の主体的な事業企画により、農村地域の生活改善が図られた。	農政課
(11)	6	家族経営協定*締結の促進	農業に携わる男女が互いに協力して経営に参加できるよう、家族経営の協定の締結を促進します。	持続的な農業発展のために女性が活躍できる場を広げるために、パンフレット等で情報提供した。	—	—	家族協定を締結することで農業経営における役割分担が明文化され男女が互いに協力して農業経営ができた。	農政課

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策（１２）政策、方針決定過程への女性の参画

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(12)	1	女性人材バンクの周知・活用	個人情報に配慮しながら、女性の人材情報の収集、提供に努めます。	イベント等でチラシを配布することにより女性人材バンクの周知を行った。	-	1,000部	市内で活躍する女性の人材情報を収集することができた。より活用できるように、活用側への周知を継続する必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(12)	2	審議会等における女性登用の促進	男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会をなくすことに努めるよう庁内へ働きかけます。	部課長が集まる会議や男女共同参画推進本部会議で、人材バンクの周知や審議会への積極的な女性登用の依頼を行った。	-	-	審議会等委員に占める女性の割合が、31.5%になった。女性登用率向上のため、引き続き働きかけを行う必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(12)	3	地域活動・団体等への啓発・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、町会役員等や各種団体等における女性の登用促進について啓発を行います。	市役所1階ロビーに情報を掲示するほか、各種団体の会議等でリーフレットを配布するなど、情報提供を行った。	-	180部	各種団体等に対し、情報提供を行うことができた。各種団体等における女性の登用促進について、啓発を継続する必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(12)	4	農業・農村分野での男女共同参画の推進	家族経営協定の締結促進、女性の認定農業者の増加、JA正組合員、JA総代、JA理事に占める女性増加のための支援を行います。	持続的な農業発展のために女性が活躍できる場を広げるために、パンフレット等で情報提供した。	-	-	農業・農村分野における個性と能力を発揮できる社会の実現につながる。	農政課

施策（１３）行政における男女共同参画の推進

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(13)	1	職員研修の実施	男女共同参画の理解を深め、男女がともに能力を発揮できる職場づくりのため、職員研修を実施し、男女共同参画の理解を図ります。	12月18日に「女性活躍推進とアンコンシャスバイアスへの対処」をテーマに開催した。	30人	24人	女性活躍や、男女共同参画の視点からのアンコンシャスバイアスについて学び理解を深めた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(13)	2	女性職員の管理職への登用推進	性別にとらわれない公正公平な能力の評価を行い、女性の管理職への登用を推進します。	令和8年度の職員配置における女性管理職のキャリアパスに向けた昇任を実施し、その割合は昨年度より課長級以上で1.1%、係長級以上で0.5%増加した。	-	女性管理職の割合 課長級以上 12.9% 係長級以上 24.8%	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画で定めた数値目標達成に向けて、組織全体で継続的に推進した。	人事課
(13)	3	女性職員の職域拡大	女性職員の職域の拡大に努めるとともに、性別に偏らない事務分担を推進します。	栃木県市町村振興協会等の派遣研修に女性職員を派遣した。また、自己申告書により女性の登用、職域に関する意向を確認した。	-	研修に派遣した女性職員 9人	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性職員を多様なポストに計画的かつ積極的に配置した。	人事課
(13)	4	職員の能力開発	職員の能力開発のため、階層や役職に応じた研修の充実を図ります。	特定課題研修 {人権問題管理監督者研修、応急手当講習等}、階層別研修 {職場コミュニケーション、リーダーシップ研修等} を全19講座を実施した。	553人 (延べ人数)	716人 (延べ人数)	入庁20年目職員を対象としたリーダーシップ研修では、業務を牽引していくのみならず、メンバーの家庭状況にも配慮し、仕事と家庭の両立を支援できる人材育成を行う。	人事課
(13)	5	ハラスメント防止研修会	セクハラ、パワハラ等、様々なハラスメントを防止するため、防止に関する要領の周知や研修会を実施します。	令和7年度新任課長を対象に、11月21日実施した。	未定	15人	ハラスメントを理解し、ハラスメントのない環境づくりの一助となった。今後もあらゆるハラスメントに対応し、時代に即した研修内容になるよう検討する。	人事課
(13)	6	メンタルヘルス専門研修	ストレスへの対応や早期発見による未然の防止を目的とした管理者向けの研修を行います。	各課から副主幹以上の職員1名以上および衛生管理者を対象に、8月6日に実施。	未定	68人	働きやすい職場づくりのための管理者としての役割について理解を深めてもらうことができた。今後は新任管理者等を含めた未受講者の受講を積極的に推進する。	人事課
(13)	7	特定事業主行動計画に基づく子育て支援制度の周知	子育て支援のため、特定事業主行動計画に基づき、育児休業、特別休暇、経済的支援等諸制度について職員へ周知します。	令和7年6月に市ホームページで公表を行った。職員への周知は随時。	-	-	特定事業主行動計画に基づき、女性職員だけではなく男性職員の配偶者出産休暇（特別休暇）や育児休業の取得を積極的に周知する。	人事課

施策（１４） 地域活動における男女共同参画の促進

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(14)	1	各種団体に対する啓発、情報の提供	男女共同参画についてのリーフレット等を配布し、啓発や情報提供を行います。	市役所１階ロビーに情報を掲示するほか、町会長連合会総会でリーフレットを配布するなど、情報提供を行った。	180部	180部	リーフレットを直接団体に配布することで効果的に啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(14)	2	協働講演会	協働の理解促進と意識啓発のための講演会の開催を支援します。	10月22日に佐野日本大学短期大学にて開催した。 講師：佐野日本大学短期大学学長 小山 裕三 氏 演題：「導き出す」～スポーツによる人づくり、地域づくり～	－	192人	多くの町会役員や市民協働推進員等が参加し、協働について学ぶ機会になった。	市民生活課
(14)	3	市民活動講座	誰でも参加できる身近なものとして市民活動を捉えてもらい、市民活動の促進を促す講座を開催します。	傾聴ボランティア講座を2回開催した。 ①11月12日 傾聴のコツ「上手な話の聞き方とは」講義・演習 ②11月19日 認知症サポーター養成講座、実践講義・演習	40人	①18人 ②18人	傾聴ボランティア活動を通して世代を超えて繋がり、ボランティア活動への理解の促進や意欲の高揚と参加のきっかけとする良い機会となった。	市民生活課

施策（１５）男女共同参画推進団体との連携及び支援

番 施 号 策	番 号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(15)	1	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画ネットワークさのに対し、補助金を交付し活動の支援を行います。また、その他の男女共同参画を推進する市民団体等との連携・支援を図ります。	団体の円滑な活動を支援するため補助金を交付した。 男女共同参画についての啓発活動をネットワークさのと連携して行った。	-	1団体	補助金により団体の円滑な活動を支援することができた。 ネットワークさのと連携することで、多様な男女共同参画に関する事業を企画することができた。	人権・男女共同参画課 （男女共同参画係）
(15)	2	栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援	男女共同参画地域推進員に対して、男女共同参画に関する情報を提供し、活動の推進を図ります。	男女共同参画情報紙や講演会の案内を送付し、情報提供を行った。	-	3回	市からの情報提供は行っているが、推進員との効果的な連携を検討する必要がある。	人権・男女共同参画課 （男女共同参画係）

施策（１６）男女共同参画の視点による防災対策

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(16)	1	男女共同参画の視点からの防災対策の啓発・情報の提供	男女共同参画の視点に立った災害への対応ができるよう、啓発や情報の提供を行います。	10月25日に女性防災士による講座を開催した。 演題：親子で探検防災設備	20人	13人	男女共同参画の視点から防災を考える機会となった。	人権・男女共同参画課 （男女共同参画係）
(16)	2	自主防災組織の育成	自主防災組織が設置されていない町会に対し組織化を要請・支援する中で、男女共同参画の趣旨を説明し、自主防災組織への多くの女性の参画を図ります。	7町会（相生町（佐野）、角町、上町東、下田沼、瓦町、山越、片倉）の自主防災組織が設立。	1,200人	35人	防災組織に対する男女共同参画の理解を得られた。今後更なる理解をしてもらうため、広く情報を提供しよう努めたい。	危機管理課
(16)	3	防災講演会の実施	町会や各種団体を対象に必要な知識・技術の習得等を支援します。	大蔵町防災会他47団体への防災講話の実施。	1,200人	1,371人	防災講話を行うなかで、女性参加者の割合は年々、増加傾向にあるため、性別役割分担の問題等を具体的に説明し、男女共同参画の視点で避難所運営を行えるよう発信した。	危機管理課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策（１７）DV防止に向けた啓発活動の促進

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(17)	1	デートDV防止の啓発	デートDV防止を啓発するため、啓発用リーフレットを配布したり、児童生徒、教職員、保護者に対して、研修会、講演会等を開きます。	主に若年層に対し、リーフレットを配布した。 ①佐野日本大学短期大学新入生 ②市民 ③二十歳のつどい参加者	①300部 ②350部 ③1,150部	①300部 ②200部 ③1,150部	若年層に対し、暴力は人権侵害であるという意識を醸成することができた。 今後も引き続きリーフレットを配布し啓発を行う必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(17)	1	デートDV防止の啓発	デートDV防止を啓発するため、啓発用リーフレットを配布したり、児童生徒、教職員、保護者に対して、研修会、講演会等を開きます。	人権教育指導資料の中のデートDVに関する研修例等を活用した現職教育での教職員研修や、配付したDVDを活用した児童生徒への指導を呼びかけた。	628人 7,541人	628人 7,541人	人権教育指導資料の中のデートDVに関する研修例等を活用した現職教育での教職員研修や、配付したDVDを活用した児童生徒への指導を呼びかけ、啓発を促進することができた。	学校教育課
(17)	2	配偶者等からの暴力（DV）による人権侵害を防止するための啓発	配偶者等からの暴力による人権侵害を防止するため、パンフレット・リーフレットや広報紙を使って広く市民に啓発したり、研修会や講座等を開催します。また、外国人や障がい者への情報提供を行います。	11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、各種啓発を実施した。 ①市役所ロビーと市内図書館に啓発展示を実施した。 ②男女共同参画ネットワークさのによる庁舎ロビーへのパープルリボンツリー設置を行った。 ③民生委員に対し、リーフレットを配布した。	③280部	③280部	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、幅広く啓発することができた。 今後も人権侵害防止のためさまざまな機会を利用し情報提供を行っていく必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(17)	2	配偶者等からの暴力（DV）による人権侵害を防止するための啓発	配偶者等からの暴力による人権侵害を防止するため、パンフレット・リーフレットや広報紙を使って広く市民に啓発したり、研修会や講座等を開催します。また、外国人や障がい者への情報提供を行います。	障がい者の相談窓口について、広報等に掲載し、周知啓発を行った。	-	-	周知方法や内容を検討し、引き続き周知啓発を実施していく。	障がい福祉課
(17)	3	関係機関への啓発	DV被害者への適切な対応が図れるよう、医療機関、民生委員・児童委員等にDV防止に関するパンフレット・リーフレットを配布し、協力・連携を図ります。また、支援を担当する職員に対し、DVに対する知識と二次被害防止のための啓発を行います。	支援が必要な市民に対して適切な対応が行えるよう、他の部署の事務について共有を図り、チラシを作成した。また、民生委員に対し、DVに関するリーフレットを配布した。	280部	リーフレット 280部	チラシを作成し共有したことで、必要な市民に情報提供することができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(17)	3	関係機関への啓発	DV被害者への適切な対応が図れるよう、医療機関、民生委員・児童委員等にDV防止に関するパンフレット・リーフレットを配布し、協力・連携を図ります。また、支援を担当する職員に対し、DVに対する知識と二次被害防止のための啓発を行います。	民生委員児童委員へパンフレット等を配布し、DV被害者への適切な対応が図れるよう正しい知識等の習得を図った。	277人	271人	パンフレット等の配布により、DV被害者への適切な対応が図れるよう正しい知識等の習得が図れた。今後も継続してパンフレット等の配布を行い、啓発を図ってきたい。	社会福祉課

施策（１８）相談支援や緊急時における安全の確保

番号 施策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(18)	1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	DV等で悩んでいる市民が相談できるようチラシを市役所や市有施設に掲示し、広報紙にも掲載した。	-	-	DVとは気づかないケースもあるため、市民が手に取りやすい場所にチラシ等を設置することで、早期相談につなげたい。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(18)	1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	6月、11月に、市内幼保、市立学校等へチラシを配布した。	24,000部 (チラシ配布数)	29,000部 (チラシ配布数)	子育て相談・児童虐待防止啓発チラシを配布することにより、相談窓口の周知を図ることができた。	こども政策課
(18)	2	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	毎月第4木曜日に女性相談員による女性相談を実施した。	-	17件	市役所以外の場所で相談機会を設けることで、相談しやすい体制を整えることができた。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(18)	2	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	年間を通して、女性相談支援員が女性市民に対し、相談を実施した。	500件 (女性相談延件数)	192件 (女性相談延件数)	女性相談支援員がDVやストーカー、離婚などの相談に対し、必要な支援を行うことができた。	こども政策課
(18)	3	カウンセリング相談の実施	相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。	毎月第1・第3木曜日に女性カウンセラーによる女性のためのカウンセリング相談を実施した。	60件	31件	女性が抱える様々な悩みをカウンセラーへ相談することで、女性のエンパワーメントやDVへの気づきにつながった。 今後も相談事業を実施し、支援を継続して行う必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(18)	4	被害者の心理的ケアの実施	被害者に対する相談支援を継続して実施します。必要に応じて母子保健との連携を図ります。	子育てこころの相談事業におけるDV被害者の子どもに関する相談は無かった。	事案の発生による	-	子育てこころの相談事業におけるDV被害者の子どもに関する相談は無かった。	こども政策課
(18)	5	DV被害者相談・処理カードの作成	相談や手続きの速やかな対応と二次被害の防止を図るため、DV被害者相談・処理カードを作成し対応します。	DV被害者相談・処理カードを作成した。	事案の発生による	83件 (DV相談延件数)	DV被害者相談・処理カードを作成することにより、迅速な対応を図ることができた。	こども政策課
(18)	6	被害者の安全確保	被害者の安全確保を図るため、県をはじめ関係機関との連携を図り、一時保護所へ緊急一時保護を行います。	関係機関と連携し、相談者の安全を確保した。	事案の発生による	3世帯 (一時保護した女性または母子)	関係機関と連携し、相談者の安全を確保することができた。	こども政策課
(18)	7	保護命令制度の利用の支援	保護命令制度の利用についての情報提供を行います。	保護命令制度の利用についての情報提供を行った。	事案の発生による	83件 (DV相談延件数)	保護命令制度の説明を行い、相談者の安全確保につなげることができた。	こども政策課

(18)	8	地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握します。また、高齢者等からの相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の活用につなげる等の支援を行います。	市内5か所に地域包括支援センター（さの社協、佐野市医師会、佐野厚生、佐野市民病院、くずう）を設置。高齢者等からの相談を受け、必要な援助・相談を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう努めた。	相談件数 11,280件	相談件数 10,812件	高齢者等からの相談を受け、必要な援助・相談を行うことができた。	いきいき高齢課
------	---	---------------	--	--	-----------------	-----------------	---------------------------------	---------

施策（１９）被害者の自立支援

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(19)	1	被害者の自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供	被害者の自立支援について、庁内関係課の調整を行います。また、各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合は、相談員等の同行支援により迅速な対応を実施します。	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施した。	事案の発生による	83件 (DV相談延件数)	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	こども政策課
(19)	2	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の支援を行います。	一時保護後の住宅確保を必要とする1名については県と協力し転出手続き等の支援を行った。	事案の発生による	3世帯 (一時保護した女性または母子)	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	こども政策課
(19)	2	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	要件を満たしている人から応募があった場合は優先的に入居できるように配慮した。	-	-	対象者がいなかったが、今後も住居確保の支援ができるよう関係機関と連携していきたい。	建築住宅課
(19)	3	こどもに対する支援	こどもが通う幼稚園、保育所、認定こども園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やそのこどもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	子どもに適切な対応の支援が実施できるように、こどもクラブ職員に対し、各種研修に参加させ、知識の向上を図った。	-	-	こどもクラブ職員に対し、各種研修に参加させることにより、子どもに適切な対応の支援を実施できるように図り、保護者が安心して仕事ができる環境づくりに効果があった。	こども課
(19)	3	こどもに対する支援	こどもが通う幼稚園、保育所、認定こども園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やそのこどもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	卒園後も家族が安心して就労を継続できるよう、児童の学校と放課後の生活環境が整うよう、学校と連携し、また、放課後児童クラブ等の情報提供を実施した。	-	-	卒園後の家族が安心して就労を継続できるように支援できた。	保育課
(19)	3	こどもに対する支援	こどもが通う幼稚園、保育所、認定こども園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やそのこどもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	援助が必要な家庭について、基準に基づき適切に援助を行った。	-	就学援助 493件	基準に基づき、適切に就学援助を行った。	学校教育課

施策（20）関係機関との連携

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(20)	1	民間団体への支援	被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を行います。	民間で支援活動をする団体に負担金を支出し、市民がDV被害にあった場合適切な支援を受けられるよう体制を整えた。	1団体	1団体	市民が適切な支援を受けられるよう、引き続き団体を支援していく必要がある。	人権・男女共同参画課 (男女共同参画係)
(20)	2	関係機関等との連携	県や近隣市町、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等の関係機関と連携します。	年間を通し、関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	事案の発生による	83件 (DV相談延件数)	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	こども政策課
(20)	3	障がい者施設との連携	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	実績なし	-	-	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう関係機関と連携を図る。	障がい福祉課
(20)	4	高齢者施設との連携	被害者が高齢者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	入所希望者やその家族、地域包括支援センターなどから、年間15件程度の個別相談を受け、そのうち5件が措置決定に繋がった。	43人	措置者 5人 退所者 4人	主に、65歳以上で環境上の理由や経済的理由で自宅での生活が困難になった高齢者の養護老人ホームへの入所措置を行う。 本人の希望や、上記要件とのマッチングで、措置に該当しないケースがあるため、個別相談での対応になり、制度の説明に苦慮する場面がある。	いきいき高齢課

施策の方向6 困難な問題を抱える女性等への支援【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画】

施策（21）様々な相談の実施

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(21)	1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	通年を通して、広報紙への掲載を行うとともに、パンフレットやチラシを公民館等の施設に設置し、相談窓口の周知に努めた。	2,500部	2,500部	各種相談窓口の周知に努め、女性等への支援に繋げることができた。	市民生活課
(21)	2	弁護士無料法律相談の実施	DV、ストーカー、離婚などについて、弁護士による無料相談を実施します。	離婚等について、より専門的な相談に応じるため、毎月2回、万葉の里城山記念会館及び田沼中央公民館において、弁護士無料相談を実施した。	200件	226件	予約受付及び事前案内等により効果的に弁護士無料相談を実施できた。	市民生活課
(21)	2	弁護士無料法律相談の実施	DV、ストーカー、離婚などについて、弁護士による無料相談を実施します。	毎月第4火曜日（年12回）に実施した。	90件	101件	生活上でのより専門的な相談に応じるため、法的な問題解決に繋がっている。	隣保館
(21)	3	市民相談の実施	日常生活の困りごとについて、市民相談員による相談を実施します。	通年を通して、日常生活における様々な相談について、市民相談員による相談を実施した。	280件	235件	市民相談員を1名配置し、日常生活における様々な相談に対応することができた。	市民生活課
(21)	4	相談事業の実施	開館時に常時受け付けます。また、生活相談員による訪問相談及び来訪相談を実施します。	開館時の常時受け付けをするとともに、生活相談員による訪問相談及び来訪相談を実施した。	1,200件	1,320件	各施設の生活相談員は長年定着した職員のため、些細なことでも安心して、気軽に相談しやすい体制がとれている。	隣保館
(21)	5	地区相談員設置	相談員5名により、随時受け付けます。	相談員5名による相談を随時実施した。	800件	731件	地域に密着した相談員により、生活上の各種相談をはじめ様々な相談に対応して、安心して相談できる体制がとれている。	隣保館
(21)	6	専門相談員による定例相談	専門相談員による定例相談を実施します。	月3回（年36回）実施した。	70件	53件	様々な相談に対し、迅速に関係部署との連携が図れるような体制づくりに努めた。	隣保館
(21)	7	生活相談員の設置	生活相談員により、開館時に随時受け付けます。また、訪問相談を実施します。	生活相談員による開館時の随時受け付け及び、訪問相談を実施した。	1,200件	2,330件	各施設の生活相談員は長年定着した職員のため、些細なことでも安心して、気軽に相談しやすい体制がとれている。	隣保館（田沼福祉コミュニティセンター）
(21)	8	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	毎月第4木曜日に女性相談員による女性相談を実施した。	未定	17件	市役所以外の場所で相談機会を設けることで、相談しやすい体制を整えることができた。	人権・男女共同参画課（男女共同参画係）
(21)	8	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	年間を通して、女性相談支援員が女性市民に対し、相談対応を実施した。	500件（女性相談延件数）	192件（女性相談延件数）	女性相談支援員がDVやストーカー、離婚などの相談に対し、必要な支援を行うことができた。	こども政策課

(21)	9	こども家庭センター運営事業	家庭相談員を配置し、家庭における適切な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、幅広く児童虐待などの相談に対応し、的確な助言・指導・援助等を行います。	年間を通して家庭相談員が相談を実施した。	5,000件 (児童相談延件数)	5,034件 (児童相談延件数)	家庭相談員が子育ての不安や悩み、虐待などの相談に対し、必要な支援を行うことができた。	こども政策課
(21)	10	相談員の質の向上	様々な問題を抱える相談者に対し適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、関係職員の資質の向上を図ります。	4月～5月児童相談業務担当職員研修 5月～7月児童福祉士任用前研修 6月～2月女性支援業務関係職員研修会 6月母子父子自立支援員等研修会 1月～2月福祉資金担当者研修会 等	8人	7人	相談員及び関係職員が研修を受講し資質の向上を図ることにより、相談者に対し必要な支援を行うことができた。	こども政策課
(21)	11	母子父子自立支援員による相談	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの様々な相談に応じます。	年間を通して、母子父子自立支援員が、相談対応を実施した。	700件 (ひとり親相談延件数)	521件 (ひとり親相談延件数)	母子父子自立支援員がひとり親家庭等からの相談に対し、必要な支援を行うことができた。	こども政策課

施策（２２） 一人ひとりのニーズに応じた支援・関係機関との連携

番号策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(22)	1	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の支援を行います。	一時保護後の住宅確保を支援した。	事案の発生による	3世帯 (一時保護した女性または母子)	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	こども政策課
(22)	1	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	要件を満たしている人から応募があった場合は優先的に入居できるように配慮した。	-	-	対象者がいなかったが、今後も住居確保の支援ができるよう関係機関と連携していきたい。	建築住宅課
(22)	2	関係機関等との連携	県や近隣市町、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等の関係機関と連携します。	年間を通し、関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	事案の発生による	83件 (DV相談延件数)	関係各課及び関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を実施することができた。	こども政策課
(22)	3	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知	県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知と、利用のための支援を行います。	県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知と、利用のための支援を行った。	5件 (貸付件数)	1件 (貸付件数)	生活資金や就学資金などが必要なひとり親家庭等からの相談に対し、制度利用のための支援を行うことができた。	こども政策課
(22)	4	ひとり親に対する就業支援	ハローワーク等と連携し、相談者の状況に応じた就業支援を行います。	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭等の自立に向け必要な支援を行った。	50件 (連携件数)	13件 (連携件数)	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭等の自立に向け必要な支援を行うことができた。	こども政策課

施策の方向7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進
 施策(23) 子育てや介護に対する社会的支援の充実

番 施 号	番 号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(23)	1	ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ、絵本の選び方等の説明をして読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	9か月健診時絵本を配布(年間24回)	600人	502人	この事業は単に絵本をプレゼントするものではなく、絵本を開く楽しい体験や親子でふれあう時間を持つきっかけ作りとなった。大切な親子の触れ合いを絵本を介して習得できるようにする重要な事業であり、今後も継続する。	こども政策課
(23)	2	育児相談 (母子保健相談事業)	保健師、助産師等による子育て相談を実施します。	年12回	800人	907人	保健師・助産師・看護師・栄養士等が相談に対応し、育児不安の軽減を図る事業であり、今後も継続する。	こども政策課
(23)	3	子育てこころの相談 (母子保健相談事業)	育児不安を抱える保護者に対し、心理士等が相談に対応します。	年20回	60人	35人	子育てに関する悩みやストレスを抱える保護者に対して心理士等が相談に対応し、悩みを共感し、家族が抱える課題の解決を図る場を提供した。	こども政策課
(23)	4	「自立支援教育訓練給付金」の給付	ひとり親が就職・転職・スキルアップのために、教育訓練給付制度の対象講座を受講する場合、受講費用の負担軽減を図るため「自立支援教育訓練給付金」を給付します。	自立支援教育訓練給付金を給付した。	5人 (給付者数)	1人	就職・転職・スキルアップを目指す母子家庭の母または父子家庭の父に対し、給付金を給付し受講費用の一部を援助することができた。	こども政策課
(23)	5	「高等職業訓練促進給付金」等の給付	ひとり親が就職・転職の際に有利な国家資格(看護師、保育士等)を取得するために6か月以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため「高等職業訓練促進給付金」を給付します。また、修業を終えた方に対して、入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を給付します。	高等職業訓練促進給付金を給付した。	17人 (給付者数)	15人	看護師、保育士等の国家資格を取得するために6か月以上養成機関で修業する母子家庭の母または父子家庭の父に対し、給付金を給付し生活費の一部を援助することができた。	こども政策課
(23)	6	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、放課後児童に対し育成支援を実施することで、仕事と子育ての両立を図ります。	公立47クラブの運営を民間事業者に委託した。 民間7クラブの運営を民間事業者に委託した。	市内54こどもクラブ	市内54こどもクラブ	放課後、保護者が安心して就労できるように、保護者との連携を図り、子育ての責任を果たせるように支援していく。	こども課
(23)	7	ファミリー・サポート・センター*事業の推進	子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助のできる人の連絡・調整を行うことで、相互援助活動を推進します。	子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助のできる人の連絡・調整を行い、相互援助活動の推進を図った。	-	会員数 1,005人	家族で参加することで、男女共同参画に基づいた両親・祖父母の役割を確認し、こどもの情操を健全に育むことにつながった。	こども課
(23)	8	ファミリー・サポート・センター事業の推進交流会の実施	ファミリー・サポート・センターの会員及び会員になりたい方を対象に、交流会を実施し、会員同士の相互援助活動の促進、事業の啓発を図ります。	ファミリー・サポート・センターの会員及び会員になりたい方を対象に、交流会・講習会を年間6回開催した。	-	参加人数 233人	家族で参加することで、男女共同参画に基づいた両親・祖父母の役割を確認し、こどもの情操を健全に育むことにつながった。	こども課

(23)	9	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡等によって、父または母とは生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成することを目的に支給します（所得制限あり）。	5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれの前月相当分までを支給した。 毎年8月に、現況届の提出を促し、更新手続きを行った。	延13,570人	延13,535人	離婚等により、生活が激変してしまった世帯への経済的支援を行うことで、ひとり親家庭の子育てに伴う経済的、心理的負担を軽減し、自立の促進に貢献できた。	こども課
(23)	10	遺児手当支給事業	父母どちらかが死亡または、両親が死亡した児童を養育する人に対して支給します。	児童1人につき、月額3,000円を、毎年3月、6月、9月、12月の4期に支給した。	延1,080人	延1,052人	死亡により、生活が激変してしまった世帯への経済的支援を行うことで、経済的、心理的負担を軽減し、自立の促進に貢献できた。	こども課
(23)	11	通常保育	保護者の就労や疾病などにより、家庭で保育できない乳幼児を保育所で預かることで、仕事と子育ての両立支援を図ります。	児童の家族が安心して就労等できるよう、必要な保育士を確保し保育を実施した。	2,200人	2,190人	仕事と子育ての両立支援を図るため、今後も保育士確保に努める必要がある。	保育課
(23)	12	延長保育	保護者の就労形態、勤務・通勤時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、基本的な保育時間を超えて時間の延長を行います。	就労形態の多様化や一人親世帯の増加により、保育時間を延長し、ニーズに応えた。	公 200人 私 5,000人	公 56人 私 4,156人	仕事と子育ての両立支援を図るため、今後も保育士確保に努める必要がある。	保育課
(23)	13	病児・病後児保育 （体調不良時対応型）	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応などを実施します。	ためま保育園、飛駒保育園、救世軍佐野保育園、洗心幼稚園認定こども園、認定こども園あかみ幼稚園、さのぶどうの樹保育園に専任の看護師を配置し、体調不良となった場合でも、保護者が安心して預けられる体制を整えた。	1,400人	1,147人	急な体調不良時にも保護者に安心を与えられた。しかし、限られた実施園のみでの対応である。	保育課
(23)	14	乳児保育	仕事と子育てを支援するため、乳児からの保育を行います。	子どもが1歳を迎える月に育児休業から復帰する場合には乳児保育実施園で受入れできるよう、必要な保育士を確保し保育を実施した。	976人	226人	仕事と子育ての両立支援を図るため、今後も保育士確保に努める必要がある。	保育課
(23)	15	すこやか保育 （障がい児発達支援）	集団の中で、特別に支援を必要とし、保護者の就労や疾病などにより家庭で保育できない、おおむね3歳以上の児童について、発達段階に応じた保育を実施します。	必要な児童に対して支援を実施することで、発達等を促進し、家庭の保育負担軽減、就労支援につながった。	125人	127人	保育士の加配が必要なため、保育士確保に努める必要がある。	保育課
(23)	16	幼稚園型一時預かり事業	幼稚園籍のこどもで、保育の必要性のある者を教育時間外に預かる事業を行う園に補助を行います。	保育の必要性のある児童を教育時間外に預かる事業を行う園に補助を行った。	(年間延利用) 39,597人	33,727人	仕事と子育ての両立支援を図るため、今後も補助を継続する必要がある。	保育課
(23)	17	一時預かり保育	保護者の短時間・継続的労働、または社会的にやむを得ない事由により、一時的保育の要望に応えるため、一時保育を行います。	様々な理由により保護者が一時保育を希望する場合に、一時保育を行った。	公200人 私600人	公109人 私536人	どのような理由でも預かりが可能のため、子連れでは不可能な場面において活用されている。今後も一時保育の要望に応えるため、保育士確保に努める必要がある。	保育課
(23)	18	利用者支援事業	こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として実施します。	育児、発達・発達、入園などに関する保護者からの相談に対して、必要な情報提供を行った。相談しやすい場所を提供するため、子育て支援拠点事業や乳児健診等の健康増進課の事業と連携を図った。	相談件数 250件	107件	今後も子育て世代の家族に気軽に相談できる場所の提供に努める必要がある。	保育課

(23)	19	放課後等デイサービス事業 (障がい児通所給付事業)	学校の授業の終了後または休業日に、個別療育・集団療育を必要とする児童に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい児通所サービスを必要とする障がい児等から申請を受け、障がい児通所給付費の支給決定を実施した。	620人	578人	療育を必要とする児童に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練につなぐことができた。	障がい福祉課
(23)	20	日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて障がいのある人に活動の場を提供することで、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。	障がい者56人、障がい児88人が利用	160人	144人	障がい児者の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び介護家族の一時的な休息を図ることができた。	障がい福祉課
(23)	21	障がい者福祉計画の推進	障がいのある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参画できるよう、福祉サービスの充実に努めます。	計画策定の基礎となる実態調査について、内容や方法を検討した上で調査を実施した。	-	-	実態調査の結果を基に、障害者福祉のニーズを組み込んだ計画策定を行う。	障がい福祉課
(23)	22	成年後見制度利用支援事業	判断能力に不安があったり、十分でない認知症高齢者や知的障がい者又は精神障がい者など、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行える親族がいない場合は、市長申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難な方には、成年後見人等の報酬の助成を行います。	市長申立て(①)が必要な障がい者はいなかった。成年後見人等の報酬の助成(②)をした。	2人	①0件 ②6件	判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者が成年後見制度を利用し、安心して自分らしい生活ができるよう支援をした。	障がい福祉課
(23)	22	成年後見制度利用支援事業	判断能力に不安があったり、十分でない認知症高齢者や知的障がい者又は精神障がい者など、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行える親族がいない場合は、市長申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難な方には、成年後見人等の報酬の助成を行います。	認知症などにより判断能力が十分でない高齢者に対し、成年後見制度の市長申立(①)、及び選任された後見人へ被後見人が支払う報酬金を助成(②)した。	10人	①3件 ②6件 (1,129,859円)	後見人等選任の市長申立が必要な高齢者に対して必要な支援を講じ、後見人等を選任することにより、本人の権利擁護を図ることができた。	いきいき高齢課
(23)	23	在宅介護者介護手当支給事業	寝たきりや認知症のため、介護が必要な高齢者の方を在宅で6か月以上介護している方の労をねぎらうため、介護手当を支給します。	対象の在宅介護者に対し、月額12,000円(市民税非課税世帯)または月額6,000円(市民税課税世帯)を支給した。	379人	361人	寝たきりや認知症の高齢者の介護をしている方を支援した。	いきいき高齢課
(23)	24	寝たきり高齢者等紙おむつ券給付事業	紙おむつ購入時に利用できる助成券を給付します。	在宅で常時紙おむつを使用している高齢者に対し、月2,000円分の助成券を給付(年間最大24,000円分)した。	706人	512人	寝たきりや認知症のため、おむつを使用している方及び介護している方を支援した。	いきいき高齢課
(23)	25	高齢者軽度生活援助事業	要支援以上の要介護認定を受けた高齢者世帯に対し、庭の除草などの軽度な日常生活の援助を行うことにより、ひとり暮らし及び高齢者世帯の自立を促します。	要支援以上の要介護認定を受けた高齢者世帯に対し、軽易な日常生活上の作業を低額で依頼できる援助券(年間20時間分)を交付した。	140世帯	124世帯	庭の除草などの軽度な日常生活の援助を行うことにより、ひとり暮らし及び高齢者世帯の自立を促した。	いきいき高齢課
(23)	26	高齢者配食支援事業	65歳以上の栄養改善が必要かつ食材の調達が難しい高齢者に対して食事を配達し、その食事の配送料について支援を行います。配達の際は、手渡しで弁当を配布することで、高齢者の見守り・安否確認につなげます。	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、総合事業対象者および介護認定者のうち、ケアプラン等で食事の調理・調達が困難と認められた者に弁当を配達し、栄養完全を図るとともに安否確認を行った。	100人 24,430件	75人(年度末時点) 延べ15,259件	当該高齢者が栄養のバランスがとれた食事を摂れるようになり、栄養の改善と、高齢者の見守り・安否確認を図った。	いきいき高齢課

(23)	27	高齢者緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし等高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等、緊急時に適切に対応することで、在宅生活の安心、安全の確保を図ります。	申請者に対し、緊急通報装置を貸与した。	170人	142人	設置により、急病や緊急時の安心・安全の確保を促した。	いきいき高齢課
(23)	28	高齢者火災警報機給付事業	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な高齢者に火災警報機を給付し、福祉の増進を図ります。	申請者に対し、火災警報器を給付した。	8人	9人	高齢者の火災予防に配慮し、安心・安全に確保と福祉の増進を促した。	いきいき高齢課
(23)	29	高齢者乳酸飲料愛のひと声事業	乳酸飲料を支給することにより、安否の確認と健康増進を図ります。	申請者に対し、手渡しで1週につき4本の乳酸飲料を給付した。	430人	330人	利用者の健康増進とともに見守りを実施した。	いきいき高齢課
(23)	30	高齢者ショートステイ事業	高齢者虐待等で、生命・身体に危険が生じる可能性が高く、高齢者と虐待している養護者等との分離が必要と判断された際に、介護老人福祉施設等に一時的に養護します。ただし、やむを得ない事由により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に限ります。	警察署や地域包括支援センターから相談のあった、65歳以上で、やむを得ない事由による措置が必要な方を介護老人福祉施設等に一時的に養護した。	3人	4人	高齢者虐待の疑いがある場合や生活困窮等で、生命・身体に危険が生じている高齢者を介護老人福祉施設等に一時的に養護することにより、本人の安全確保及び権利擁護を図った。	いきいき高齢課
(23)	31	介護保険制度の普及啓発	出前講座への積極的参加、パンフレットの作成、「広報さの」への掲載等、介護サービスを必要とする人へ情報提供を行います。	出前講座での説明、パンフレットの作成、広報さのへの掲載など介護サービスについての情報提供を行った。	-	出前講座 1回	効果 介護保険制度を啓発することで、社会全体で高齢者を支えることができる。 課題 介護保険制度は仕組みが複雑であることから、必要な情報を適切な時期にわかりやすく提供する必要がある。	介護保険課
(23)	32	市立学校におけるいじめや不登校の状況と取組についての実態把握と支援	市教委による市立学校のいじめや不登校の実態把握をし、状況に応じて学校訪問や相談を行うとともに、市教育センター等関係機関と連携し、学校、児童生徒、保護者を支援します。	毎月のいじめ・長欠報告書により各校の実態を把握した。また、必要に応じて状況の聞き取りや相談、支援を行った。	24校	24校	全小中学校におけるいじめや不登校の状況と取組についての実態把握を行い、適宜、関係機関と連携しながら、学校、児童生徒、保護者を支援することができた。	学校教育課
(23)	33	教育相談事業	幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ幼児、児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育上の悩みをもつ幼児、児童生徒及び保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	180件	142件	教育上の悩みをもつ幼児、児童生徒及び保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	教育センター

(23)	34	スクールカウンセラー等の活用	児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを市立学校に配置し、問題行動等の解決を図ります。	学校に配置したスクールカウンセラーが教育上の悩みをもつ児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	2,000件	4,604件	学校に配置したスクールカウンセラーが教育上の悩みをもつ児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	教育センター
(23)	35	心の教室相談員活用事業	心の教室相談員を小学校に配置することによって、悩み等を持つ児童生徒が気軽に相談できる体制を整備します。	学校に配置した心の教室相談員が教育上の悩みをもつ児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	420件	674件	学校に配置した心の教室相談員が教育上の悩みをもつ児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するための支援を行うことができた。	教育センター
(23)	36	教育相談研修会	教職員を対象として、学校教育相談に関する基礎的な知識・技能・態度を習得させ、学校教育相談活動に積極的に取り組む教員の育成を目指します。	7月31日 14:00～16:00 教育相談研修会 「こどもの自殺予防について ～ゲートキーパー研修～」	30人	28人	市内小中学校教職員を対象とした学校教育相談研修を行い、問題解決への援助を行うことで、男女が共に学校生活を送るための支援を行うことができた。	教育センター
(23)	37	放課後子ども教室の充実	こどもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室の充実に努めます。	4月～3月に、市内小・義務教育学校の児童を対象に、地域住民等の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を実施した。	6校区7教室	6校区7教室	地域住民が男女の別に関係なく関わり、子どもたちが安全に安心に過ごすことのできる居場所をつくることのできた。また、児童が様々な体験活動や交流活動を行うことができ、男女別に関係なく広い視野を与えることができた。もっと多くの地域住民の参画を促し、地域で子どもを見守ることのできる体制を構築していけたらよい。	生涯学習課
(23)	38	小さな子のおはなし会	ブックスタート事業から継続して、家庭においても読書活動が行われるように、月齢に合ったおはなし会と読書相談を実施します。	乳幼児とその保護者等を対象に佐野市立図書館、田沼図書館、葛生図書館で開催した。	年/600人	年/562人	例年親子での参加が多く、読書習慣の定着、親子間のコミュニケーションの促進に効果が見られる。また、図書館利用人数の増加にもつながっている。	生涯学習課

施策（２４）国際的な視野に立った男女共同参画の推進

番 施 号 策	番 号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(24)	1	外国青年英語指導助手指導事業	ALT訪問による国際理解教育を実施します。	全校で、ALTとのチームティーチングを行った。	7,541人	7,541人	ALTが学校訪問し、英語の授業などを行って、国際理解教育を進めることができた。	学校教育課
(24)	2	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での学習	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で国際理解を深めるための学習を実施します。	各校で国際理解教育に関する年間計画に沿った教育活動を行った。	7,541人	7,541人	教科（特に社会）や総合的な学習の時間等の授業において、世界の国々について学び、国際理解を深める学習を推進することができた。	学校教育課
(24)	3	ランカスター市中学生相互交流	姉妹都市であるアメリカ合衆国ランカスター市との交流を通し友好関係を促進するとともに、市民の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	休止	休止	休止		学校教育課
(24)	4	日本語教室事業	拠点校以外に日本語教室が設置されている学校（犬伏東小）へ指導教諭が巡回指導を行います。	日本語教室設置校（犬伏東小）へ指導教諭が週2日間巡回指導を行った。	2人	2人	犬伏東小学校の日本語教室において日本語を学習し、一緒に学習したり、生活したりしながら、日本人児童生徒と外国人児童生徒の交流を図ることができた。	学校教育課
(24)	5	外国人児童生徒教育拠点校	外国人児童生徒教育拠点校5校（県教委指定：佐野小、天明小、植野小、犬伏小、城東中）にて、担当教員が日本語指導など必要に応じて個別指導を行います。	外国人児童生徒教育拠点校5校（県教委指定：佐野小、天明小、植野小、犬伏小、城東中）にて、担当教員が日本語指導など必要に応じて個別指導を行った。	75人	62人	外国人児童生徒教育拠点校の日本語教室において日本語を学習し、一緒に学習したり、生活したりしながら、日本人児童生徒と外国人児童生徒の交流を図ることができた。	学校教育課
(24)	6	ファンガレイ市中学生交流事業	ニュージーランドのファンガレイ市に中学生を派遣し、生徒の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	ニュージーランドのファンガレイ市に中学生を派遣し、生徒の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ることができた。	派遣生徒 20人 市内中学生 2,571人	20人	現地の生徒との交流において、異文化理解を深めることができた。来年度の交流校に関しては課題である。	学校教育課

施策の方向8 人生100年時代を支える健康や生きがいのづくりの推進
 施策（25）ライフステージに応じた健康づくり支援

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(25)	1	健康体操講習会	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	11月21日に実施した。	15人	11人	運動によるストレス解消と健康への意識の向上、男女問わず参加者同士の交流を深めることができた。	隣保館
(25)	2	健康講座の実施	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	6月29日に実施した。	12人	12人	運動によるストレス解消と健康への意識の向上、男女問わず参加者同士の交流を深めることができた。	隣保館（田沼福祉コミュニティセンター）
(25)	3	思春期保健事業	男女がお互いの性を理解するとともに性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発、情報の提供を行います。	小中学校に講話や赤ちゃん抱っこ体験などを実施した。	300人	11校 1150人	自他の生命や性を大切にすることを学び、男女が子育ての当事者になることの自覚ができる場の提供をした。今後も、体験学習や講話、保健指導用教材の貸出を行い、正しい知識の普及・啓発に努める。	こども政策課
(25)	4	不妊・不育症治療への助成金の交付	市内に住む夫婦に対し、不妊・不育症治療の助成金を交付します。	通年	84件	102件	こどもを産み育てたいと思っている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図った。	こども政策課
(25)	5	乳児家庭全戸訪問	助産師、保健師等による乳児全戸訪問を実施します。	通年	600件	528件	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行えた。また、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことができた。	こども政策課
(25)	6	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に育児支援の資料等を配布し、同時に妊産婦の健康相談を実施します。	妊娠届出時	600人	548人	妊娠期から乳幼児期までの健康に関する情報を一貫して記録できる「母子健康手帳」の交付。交付時には、保健師・助産師・看護師等が面談を行い、妊婦の状況を伺い、相談や必要な情報を提供し、妊娠中や出産後に受けられるサポートを紹介した。妊娠期から支援を行う事で妊娠・出産・子育てについての不安の軽減につながっている。令和5年10月から、母子健康手帳機能を持った子育て支援アプリを導入し、母親だけでなく、父親等の家族もダウンロードすることにより活用できるようにした。	こども政策課

(25)	7	母子健康手帳交付時における 制度説明	働く女性に対し、母子健康手帳交付時に 「母子健康管理指導事項連絡カード」等 の制度を説明します。	妊娠届出時	450人	439人	妊娠期から乳幼児期までの健康に 関する情報を一貫して記録できる 「母子健康手帳」の交付時に情報 提供を行うことで妊婦の不安の軽 減につながっている。	こども政策課
(25)	8	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の医 療費の一部助成します。	保険診療の自己負担分を助成した。 助成申請書を提出した翌月末に振込をした。	6,250件	5,091件	医療費の一部を助成することによ り、疾病の早期発見と受療を促す ことができた。	こども課
(25)	9	こども医療費助成事業	出生（または転入日）から18歳に達す る日以後最初の3月31日までのこども医 療費の一部を助成します。	保険診療の自己負担分を助成した。 県内の医療機関等で受診した場合は、現物給 付となる。 助成申請書を提出した翌月末に振り込みをし た。	258,190件	231,064件	医療費の一部を助成することによ り、疾病の早期発見と治療を促進 し、こどもの保健の向上と福祉の 増進を図ることができた。	こども課
(25)	10	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し、養育者とこどもの 医療費の一部を助成します。	一部負担金から薬局を除く医療機関等ごと に月500円を差し引いた額を助成した。 助成申請書を提出した翌月末に振込をした。	9,470件	8,410件	医療費の一部を助成することによ り、その心身の健康の向上を図 り、ひとり親家庭の福祉を増進す ることができた。	こども課
(25)	11	各種予防接種の実施	定期予防接種、任意予防接種の費用を助 成します。	協力医療機関や施設等で、各種予防接種の対 象の方に助成を実施した。	-	48,789人	感染症予防として接種率を上げる ため、周知方法や内容を検討して いく必要がある。	健康増進課
(25)	12	歯周疾患検診の実施	歯周疾患検診を実施し、口腔衛生の向上 に努めます。	・広報紙やホームページ、SNS配信にて周知を 図った。 ・歯周疾患検診については、対象年齢の方へ通知 を発送。 (R7より対象者に20歳と30歳を追加し、はがきで の受診勧奨を実施した。)	330人	115人 (受診率 1.4%)	・受診率が増えない傾向にあるため、 周知方法や内容について検討が必要で ある。 ・かかりつけ歯科医をもつことのメ リットを周知啓発する必要がある。	健康増進課
(25)	13	各種がんの検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子 宮頸がん、前立腺がん等検診を実施し、 疾病の早期発見に努めます。	6月～2月に医療機関及び集団検診会場で実施 した。対象者は以下のとおり。 ①胃がん（バリウム）：40歳以上 ②胃がん（リスク）：R8.4.1現在、 40.45.50.55.60.65.70歳で受診歴のない方 ③肺がん：40歳以上 ④大腸がん：40歳以上 ⑤乳がん：30歳以上の女性 ⑥子宮頸がん：20歳以上の女性 ⑦前立腺がん：50歳以上の男性 ⑧肝炎ウイルス：40歳以上で受診歴のない方 ⑨骨粗しょう症：40歳以上の女性	胃がん： 3,820人 肺がん： 10,450人 大腸がん： 10,290人 乳がん： 5,175人 子宮がん： 4,700人 前立腺がん： 3,900人 肝炎ウイル ス： 700人 骨粗しょう症 検診： 7,789人	①胃がん（バ リウム）： 3,251人 ②胃がん（リ スク）： 289人 ③肺がん： 10,622人 ④大腸がん： 10,086人 ⑤乳がん： 5,531人 ⑥子宮頸が ん： 4,612人 ⑦前立腺が ん： 3,971人 ⑧肝炎ウイル ス： 755人 ⑨骨粗しょう 症： 4,437人	・受診率は昨年度よりも上昇した が、まだ国や県の目標の受診率に は届いていない。受診勧奨の方法 や検診内容について検討が必要。	健康増進課

(25)	14	特定健康診査・特定保健指導の実施	内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び指導対象者に対して保健指導を行います。	・6月～1月に医療機関及び集団健診会場で40歳以上を対象に特定健康審査を実施した。 ・特定保健指導対象者には健診結果に案内通知を同封し、電話勧奨を行い特定保健指導を実施した。	特定健康診査：6,713人 特定保健指導：210人	特定健康診査：6035人 特定保健指導：190人	・メタボリックシンドロームに着目した「健診」によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて生活習慣を見直して内臓脂肪を減少させ、生活習慣病の予防・改善につなげた。 ・特定保健指導者に対して、疾病の発症予防と重症化の予防につながることを周知啓発した。	健康増進課
(25)	15	健康相談・栄養指導	保健師、栄養士等による身体的な健康やこころの健康の相談を行います。	保健師や栄養士等による健康サポートステーションでの健康相談を23回/年、こころの健康相談を27回/年実施した。そのほか、保健師による電話相談や面談相談を17回実施した。	健康相談・栄養相談 2,500人 こころの相談 25人	健康相談・栄養相談 2,989人 こころの相談 67人	・喫煙が及ぼす健康への影響の更なる認知度向上が必要。 ・相談事業への参加者が予定数よりも多い実績となった。 ・日常的にストレスを感じている人の割合が増加増加している。（特に50歳以上）	健康増進課
(25)	16	薬物乱用防止教室の実施	薬物の害や依存症について講師を招いて学習を行います。	外部講師を招いた学習を行った。	4,283人	4,283人	市内各校では保健体育科の授業の一環として薬物乱用防止教室を計画的に位置づけ、実施している学校が見られる。薬物を乱用した場合の害や依存症について学び、自己の健康についての意識を高めることができた。	学校教育課

施策（２６）生涯を通した学びや生きがいがづくりへの支援

番号 策	番号	具体的な取組	取組の内容	令和7年度実施状況	参加予定人数等	実 績	取組の効果及び課題	担 当 課
(26)	1	高齢者ふれあい事業の実施	高齢者（70歳以上の独居、高齢世帯）を対象にレクリエーション、手作り料理等による交流会を開催します。	4～3月（10回実施） 「カルピス みらいのミュージアム」等への施設見学や「防災の話」などの出前講座を実施した。	200人	197人	施設見学や保育園児とのふれあい交流、給食サービス等を通し高齢者同士の交流が図れた。今後も継続的に交流を深めたい。	隣保館
(26)	2	高齢者ふれあい交流会の実施	高齢者を対象に、元気アップを支援したレクリエーションや手作り料理等による交流会を開催します。	11月20日に「オカリナとフォーク ふれあいコンサート」を開催した。	30人	26人	音楽を取り入れた講演会を実施し、高齢者同士の交流が図れた。今後も継続的に交流を深めたい。	隣保館（田沼福祉 コミュニティセン ター）
(26)	3	集会所周辺住民交流事業（集会所ほほえみサービス事業）	集会所周辺の高齢者を対象に、健康相談、レクリエーション、保育園児との交流、手作り料理のサービス等を実施します。	10月8日「下野風土記の丘資料館」への見学研修会の実施や各集会所にて健康相談・保育園児との交流等を実施した。	200人	85人	見学研修会や保育園児とのふれあい交流、給食サービス等を通し高齢者同士の交流が図れた。今後も継続的に交流を深めたい。	隣保館（各集会所）
(26)	4	シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業機会の確保及び提供を目的とした（公社）佐野市シルバー人材センターの支援を行います。	佐野市シルバー人材センター運営費補助金を交付した。	会員数 469人	会員数 476人	シルバー人材センターの安定的運営に寄与した。	いきいき高齢課
(26)	5	高齢者はつらつセンター等の運営	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、高齢者はつらつセンター等の利用を促進します。	おおむね60歳以上の方を対象に、葛生あくど保健センター外4施設において、健康教室や体操、レクリエーション等を各施設週1～2回実施した。	3,000人	利用者数 延1,678人	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防をした。	いきいき高齢課
(26)	6	老人クラブ支援事業	シニアクラブを支援し、セカンドライフを豊かにするための健康づくりや文化活動などを通じた仲間づくり、及び地域に貢献するボランティア活動などの取組を促進します。	佐野シニアクラブ連合会および単位シニアクラブの運営補助金を交付した。	・佐野シニア クラブ連合会 1連合会 ・単位シニア クラブ 74ク ラブ	・佐野シニア クラブ連合会 1連合会 ・単位シニア クラブ 75ク ラブ	連合会主催でスポーツ大会、作品展などが実施された。会員減少、クラブの休止が進行しているため、それを防ぐための検討が必要。	いきいき高齢課
(26)	7	高齢者ふれあいサロン事業	高齢者の孤立感や不安感の解消を図るため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を確保し、その利用を促進します。	全体で年間開催予定回数2,460回に対して、4,275回実施されるなど、活発な活動が見られる。	71か所	利用者数 41,182人	高齢化による参加者の減少や役員の後継者不在により、休止や廃止となるサロンがある。	いきいき高齢課
(26)	8	高齢者の就業機会の促進	高齢者が長年培った技能・経験等を活用し、高齢者の意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、シルバー人材センターと連携を図りながら、高齢者の就業機会の促進に努めます。	シルバー人材センターと連携を図りながら高齢者の就業機会の促進に努めた。	会員数 469人	会員数 476人	地域における人手不足分野や多様化する就業ニーズの把握が求められる。	いきいき高齢課
(26)	9	家族介護者研修の開催	寝たきりや認知症高齢者を介護している家族の相互交流や元気回復を図るとともに、よりよい介護方法等についての研修会を実施し、介護者の福祉の増進を図ります。	令和7年5月17日に研修会を実施。	60人	研修会を1回 実施 350名参加	予定よりもはるかに参加があった。アンケートの回収率は少なかったが9割近く参加者が理解できた旨の回答あり。「介護」に関する関心が高いと考えられるため今後も研修は継続して実施。	いきいき高齢課

(26)	10	高齢者福祉センターの運営	高齢者の健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした高齢者福祉センターの利用を促進します。	茂呂山老人福祉センターにおいて防水、空調改修工事を実施し、利便性の向上に努めた。	150,500人	89,484人	昨年度に比べ利用者が増加した。利用者数増加のために、新規利用者の獲得の方策を検討する必要がある。	いきいき高齢課
(26)	12	リフレッシュシルバーエイジ演芸大会の開催	高齢者が健康で、かつ生きがいを持って社会活動ができるように、演芸大会を実施します。	11月に市内で活動している9団体の参加により、田沼中央公民館で第18回シルバーエイジ演芸大会を開催した。	250人	119人	参加団体は毎年参加していただき好評であるが、新しい団体の参入や高齢者のサークルへの新規参入の創出までには至っていない印象である。広報活動に力を入れることで、高齢者の社会参加に繋がる事業になるよう努めたい。	いきいき高齢課
(26)	13	健康サポートさのの活動の推進	さの健康21プランに基づき、地域での健康づくり活動を実施します。	7支部、それぞれの支部ごとに料理教室や運動教室を企画し実施した。	1,390人	1,989人	会員以外の参加も促し、地域における健康づくり、仲間づくりを行った。	健康増進課
(26)	13	健康教育	生活習慣病予防や健康づくりのための栄養・運動などに関する健康教育を実施します。	健康大学等を開催し高血圧など生活習慣病に関する様々なテーマで健康教育を実施した。	700人	760人	健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深める機会を提供した。	健康増進課

男女共同参画プラン(第4期)目標値一覧

(計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値です。)

基本目標 重点施策番号	指 標	数値目標		
		基準値 (令和5年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
Ⅰ-1 (1)(2)	1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	15.20%	29.10%	29.00%
	2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしても家庭にいても良いと考えている市民の割合	55.50%	80.70%	67.00%
	3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数 ^{※1}	479人	395人	500人
Ⅱ-3 (8)(9)	4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	183人	194人	190人
	5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	20団体	25団体	32団体
Ⅱ-4 (12)(13)	6. 審議会等委員に占める女性の割合 ^{※2}	28.70%	31.50%	35.00%
	7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合 ^{※3}	21.60%	23.70%	26.00%
Ⅲ-5 (17)	8. DVについて詳しく理解している市民の割合	74.70%	85.50%	89.00%

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数

※2 審議会等委員とは

法律又は条例に基づき設置された附属機関及び設置目的がそれらの附属機関に類似するものの委員(※3の①②を含む)

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等

②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等

③市役所部課長(一般事務職)

④小中義務教育学校校長 ⑤小中学校教頭・義務教育学校副校長

⑥自治会長 ⑦市長・副市長 ⑧市議会議員